

第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の 項目選定及び項目別審議について

(年月日) 平成29年3月21日

(事業名称) 京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業

- 1 選定した環境影響評価の項目 5項目 (選定した理由 P80)

騒音・振動、日影、電波障害、景観、廃棄物

【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 12項目 (選定しなかった理由 P81～83)

大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、温室効果ガス

意見なし

- 3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」環境影響評価
調査計画書に対する都民の意見及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	1 件
周知地域区長からの意見	2 件
合 計	1 件

2 都民からの主な意見

【騒音・振動】

- ・ 計画書 10 ページには高架橋の基礎の掘削する深さは3メートルとなっている。しかし、基礎杭の深さは 25 メートルとある。工事中、工事完了後の電車通過時に振動があるのか。
- ・ 次回、環境影響評価書案には高架橋の遮音壁の構造を詳しく載せてほしい。
- ・ 高架橋完成後、真下に北品川駅利用者の自転車バイク駐輪場やスーパーマーケットができる真下が吹き抜けに比べて電車通過時の騒音振動はどうなるのか。
- ・ 工事完了後の環境影響評価項目に低周波の選定はしないとある。夜間保守点検、夜間工事の低周波も項目に加えてほしい。日中の鉄道運行と夜間保守点検は必ずセットになっており、両方合わせて鉄道事業といえる。（現在も 2017 年 1 月 9 日～4 月 28 日までの月火水金 AM0:30～4:00 まで品川駅信号制御装置更新工事が品川駅と北品川駅の間で行われている。）
- ・ 高架橋完成後、北品川付近は高速運行になり騒音振動は増えるのか。

【電波障害】

- ・ テレビ電波障害調査範囲図には衛星放送とテレビ神奈川を追加してほしい。衛星放送は 2018 年 12 月より 4K 8K 放送が始まることが 2017 年 1 月に総務省で正式発表された。4K 8K 放送対応アンテナでの受信方式で調査してほしい。テレビ神奈川のホームページではトップページの下部に「放送エリア」の項目があり、港区品川区は視聴可能な範囲と明示されている。
- ・ また、今回環境影響評価業務を行った「パシフィックコンサルタンツ」は JR 東海の中央新幹線（リニアモーターカー）の環境影響評価（東京版）も調査しているがテレビ電波障害調査範囲図（北品川地区）には衛星放送とテレビ神奈川が載っている。

【その他】

- ・ 環境影響評価調査計画書（全 110 ページ）をインターネットで公開してほしい。
- ・ 環境影響評価調査計画書の縦覧はなぜ 10 日間しかないのか。途中土曜、日曜が入り実質 8 日間しかない。埼玉県と千葉県環境影響評価条例では 1 か月あり、意見書提出期間は 1 か月半ある。北品川駅付近では住民の土地家屋が立ち退かされ線路が東へ移ることにより新たに多くの世帯が騒音振動に直面させられる。日数を増やし周知に努めるべきです。
- ・ 環境影響評価調査計画の住民説明会は行われないのか。埼玉県条例と千葉県条例では調査計画の段階と環境影響評価準備の段階とで 2 回行われる。大きく環境が変わる住民に対して丁寧に接するべきです。
- ・ 都市計画素案住民説明会は 2 か所とも満席状態だった。次回環境影響評価書案説明会では回数を増やしてほしい。

3 周知地域区長からの意見

【港区長】

○ 総論

- 1 環境影響評価書案を作成する際には、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。
- 2 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等を尊重し真摯に対応してください。

○ 各論

- ・ 交通について

現在、品川駅の乗降人数は、1 日平均約 70 万人弱となっており、うち京浜急行の乗降人数はその約 4 割弱を占めています。今後、品川駅周辺においては、開発等が進む中で更に発展していくことが予想されることから、駅及び周辺の人の流れなども十分に考慮した設備や施設等も検討してください。

【品川区長】

環境全般

- 1 工事施工前、工事施工中および供用開始後に、地元住民等への説明や安全確保を十分おこなうほか、理解と協力が得られるよう最大限努力されたい。また、地元住民からの問い合わせ、苦情等に対し、速やかに対応されたい。
- 2 供用開始後は事後調査をおこない、環境影響評価の予測と異なる状況が認められた場合には、適切な措置を迅速に講じられたい。

騒音・振動

工事施工中は、関係法令の基準を遵守するとともに、低騒音・低振動型の建設機械・工法の採用を図り、騒音・振動の低減に努められたい。また、夜間を含めた作業期間や時間については、周辺住民への騒音・振動による影響を最小限にとどめるよう配慮されたい。

景観

調査計画書P98の表8.2-21の調査事項①、②、④において使用する資料に、「品川区景観計画の運用指針<旧東海道品川宿地区>」を追加されたい。

史跡・文化財

計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しないものの、江戸時代に墓域及び寺院があった地域であり、計画によってそれらの遺構が発見される可能性があるため、十分注意されたい。

その他

区内において調査等を実施する際には、当区の所管部門と連携し、事前に十分な住民説明を実施されたい。

「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、平成 29 年 2 月 6 日に「京浜急行電鉄湘南線（泉岳寺駅～新馬場駅間）連続立体交差事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【騒音・振動】

工事の完了後の鉄道騒音について、本事業区間周辺には中高層の住宅等が存在することから、必要に応じて、高さ方向を含めた予測・評価を行うこと。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成29年2月6日	・調査計画書について諮問
部 会	平成29年3月21日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (騒音・振動、日影、電波障害、景観、 廃棄物) ・総括審議
審議会	平成29年3月28日	・答申(予定)

第二部会 審議資料

資料 2 - 1

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (は終了)

(環境影響評価の項目) 騒音 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 3 月 21 日

項 目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 2-1～ P9. 2-8
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 2-9～ P9. 2-51
都民の主な意見	別紙 1 のとおり	
関係市長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 3 月 8 日 (2) 担当委員 坂本 慎一 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民の主な意見[※]

- 物流拠点事業が稼働すると、昼夜関係なく 24 時間車が走り、環境が一変します。排気ガス・光公害・騒音・振動等、近隣住民の受ける被害は甚大となります。造成地を貫く 16 メートル道路と、北西部幹線道路との交差路の予測はしておらず、片手落ちです。交差点での排ガス・騒音などの予測はすべきです。
- 工事中や事業開始後のダンプカーやトラックなどの走行による、騒音、大気汚染、渋滞が心配です。先々までの見通しがたたないうちに工事が着工されることに対して、大きな懸念があります。地域住民に対しての説明が不十分です。
- もともと物流施設を造る地域ではないのです。計画地周辺の道路騒音が基準値すれすれであるのに、交通量を増やすのはやめるべきです。
- この静かな、空気のよい川口が汚染され、夜間の騒音、振動など影響がでる。

※ 環境影響評価法第 19 条の規定により事業者から送付された意見の概要より

項目：騒音

意見	意見の取扱いについての事務局案
1 交通の集中に伴う騒音の評価において、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。	指摘の趣旨を答申案に入れる。
2 騒音の予測において、将来一般交通量に現況交通量を用いているが、平成28年12月に圏央道八王子西インターチェンジの関越道方面の出入口が供用開始されたことから、予測条件である将来一般交通量の妥当性について検証すること。 (大気質、振動共通)	指摘の趣旨を答申案に入れる。

第二部会 審議資料

資料 2 - 2

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (は終了)

(環境影響評価の項目) 振動 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 3 月 21 日

項 目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 3-1～ P9. 3-8
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 3-9～ P9. 3-44
都民の主な意見	別紙 1 のとおり	
関係市長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 3 月 8 日 (2) 担当委員 坂本 慎一 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民の主な意見[※]

- 物流拠点事業が稼働すると、昼夜関係なく 24 時間車が走り、環境が一変します。排気ガス・光公害・騒音・振動等、近隣住民の受ける被害は甚大となります。造成地を貫く 16 メートル道路と、北西部幹線道路との交差路の予測はしておらず、片手落ちです。交差点での排ガス・騒音などの予測はすべきです。
- この静かな、空気のよい川口が汚染され、夜間の騒音、振動など影響がでる。

※ 環境影響評価法第 19 条の規定により事業者から送付された意見の概要より

項目：振動

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>振動の予測において、将来一般交通量に現況交通量を用いているが、平成 28 年 12 月に圏央道八王子西インターチェンジの関越道方面の出入口が供用開始されたことから、予測条件である将来一般交通量の妥当性について検証すること。</p> <p>(大気質、騒音共通)</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第二部会 審議資料

資料 2 - 3

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (は終了)

(環境影響評価の項目) 動物 (選定した項目)

(年月日) 平成 29 年 3 月 21 日

項 目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 7-1～ P9. 7-64
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 7-65～ P9. 7-248
都民の主な意見	別紙 1 のとおり	
関係市長の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 3 月 7 日 (2) 担当委員 池邊 このみ 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民の主な意見※

- 天合峰の南側に広範囲に生息する、ホトケドジョウ、アブラハヤ、ゲンジボタルなどの貴重な水生生物を移植できるわけがない。南側には三本の大きな沢が流れ出している。ここにはトウキョウサンショウウオ、アカハライモリ、ホトケドジョウ、アブラハヤ、ゲンジボタルなどの水生生物が多く生息している。トウキョウサンショウウオは沢の本流を嫌い、流れの無い止水環境を好みます。移植予定地の北側は、基本的に流水環境である。トウキョウサンショウウオが好む湧水環境が無いので、移植しても定着できる可能性は少ないと思われる。
- トウキョウサンショウウオ、オオムラサキなどの動物、ナガハシスミレ、クロムヨウラン、オオアリドオシ、シロバナエンレイソウ、コシダ、ユキザサの群落など高尾山でも見られない植物が多いことから、物流の拠点としてではなく、生物多様性を保全する拠点として整備してほしい。
- トウキョウサンショウウオは湧水と雑木林が必要です。湧水は作れません。計画地は東京都のみどりのフィンガープランの対象地でトウキョウサンショウウオは貴重種です。自生できないとなると問題です。
- ヤマアカガエルについて、「計画地北側や計画地外の谷戸や樹林域の生息環境は残るものの、計画地南側の生息環境の大部分が造成工事により消失することから、影響があると予測する」としている。ところが、環境影響準備書は「計画地外の池や河川等の生息環境は残ることから、土地の改変による生息環境へと予測する」と驚くべき、種の保全に反する脱法ともいえるもの以外にありません。八王子市がこんなことをやっている子どもたちが知ったら、どう思うでしょうか。物流計画の中止を求めます。
- 物流が計画されている、天合峰南側の3つの沢や休耕田では、夏になるとゲンジボタル、ヘイケボタル、ヒメボタルの3種の光の乱舞が見られます。こんな所は、東京都内で少なくなっています。物流で生息場所をなくさないでください。
- 対象地域は八王子市内でも数少ない種（オオタカなどが営巣）が存在する貴重な地域であり、開発するべきではない。

※ 環境影響評価法第19条の規定により事業者から送付された意見の概要より

関係市長の意見

【八王子市長】

当該地の多様な生態系の保持及び希少生物等の保護に最大限の配慮を行い、自然環境保全ゾーンの利活用にあたっては、原地形を活かし極力改変を行わないものとする。

また、事後調査にあたっては、目視確認のみではなく、対象とする種の特性に応じた適切な手法を選択し、継続的なモニタリングを実施すること。

【あきる野市長】

意見なし

項目：動物

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>1 事業の実施により、希少動植物を含む在来生物の生息・生育環境が減少し、特に湿性草地の約8割が消失するため、計画地北側の残留緑地や計画地周辺にある保全緑地等において生息・生育環境の創出を図り、個体の移動等を行うとしていることから、このことについて専門家等の助言を踏まえ確実に実施すること。</p> <p>また、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。</p> <p>(植物、生態系共通)</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>
<p>2 土砂防災工として計画地北側に砂防堰堤を設置しているが、水系（沢）及び湿性草地における動植物への影響が懸念されることから、環境保全措置を検討すること。</p> <p>(植物、生態系共通)</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第二部会 審議資料

資料 2 - 4

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (は終了)

(環境影響評価の項目) 植物 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 3 月 21 日

項目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 8-1～ P9. 8-25
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 8-26～ P9. 8-88
都民の主な意見	別紙 1 のとおり	
関係市長の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 3 月 7 日 (2) 担当委員 池邊 このみ 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民の主な意見※

- クロムヨウランは図鑑によると7月頃が開花期とされているが、天合峰のクロムヨウランの開花は8月末から9月始めである。これ程開花が違うのは、同種であっても、系統が異なることを示している。安易に扱ってはならない。遺伝子も調べる必要がある。特に移植が困難なラン科についてはどの様に取り扱うのか記載がない。クロムヨウランは70%残すと記されているが30%が失われることになり、「影響は少ない」とは言えない。
- ナガハシスミレの保全について、「計画地南側（改変区域内）の3ヵ所で計13株が確認された。」「確認された生育地は造成範囲内のみであり、造成工事により消失することから影響は大きいと予測する」としています。保全するために、物流計画を中止すべきです。
- カタクリは種子が発芽してから開花まで7年程かかる。1年目は1本の針のようにしかならず、造成地内では45株が確認とあるが、開花株になるまでの途中の株が多数存在する。45株だけの移植で済ませてはならない。
- 埋立予定の谷戸の奥に春に小群落で咲くシロバナエンレイソウは保全対象種に入っていないのですっかり埋立てられるのですか。市内でこの花がみられるのは八王子の自慢と思っている。八王子市民の6割以上が自然豊かな八王子に住み続けたいと思っているそうだ。八王子市はみどりの基本計画がある。しかし開発で61%の緑被率が維持できなくなるそうだ。八王子市は自然豊かな天合峰を壊す区画整理事業よりみどりを守り推進する事を目指すべきです。
- 専門家A～G、地元研究者とは、どなたでしょうか。記載すべき。又内容は不十分である。ヒアリングページは簡単すぎる。多くの種について記すべき。

※ 環境影響評価法第19条の規定により事業者から送付された意見の概要より

関係市長の意見

【八王子市長】

当該地の多様な生態系の保持及び希少生物等の保護に最大限の配慮を行い、自然環境保全ゾーンの利活用にあたっては、原地形を活かし極力改変を行わないものとする。

また、事後調査にあたっては、目視確認のみではなく、対象とする種の特性に応じた適切な手法を選択し、継続的なモニタリングを実施すること。

【あきる野市長】

意見なし

項目：植物

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>1 事業の実施により、希少動植物を含む在来生物の生息・生育環境が減少し、特に湿性草地の約8割が消失するため、計画地北側の残留緑地や計画地周辺にある保全緑地等において生息・生育環境の創出を図り、個体の移動等を行うとしていることから、このことについて専門家等の助言を踏まえ確実に実施すること。</p> <p>また、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。</p> <p>(動物、生態系共通)</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>
<p>2 土砂防災工として計画地北側に砂防堰堤を設置しているが、水系（沢）及び湿性草地における動植物への影響が懸念されることから、環境保全措置を検討すること。</p> <p>(動物、生態系共通)</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>
<p>3 周辺の緑との連続性に配慮して、改変部分にはできる限り緑地を創出し、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽しているが、計画地内に自生している樹木を造成前に仮移植し、造成後に植栽緑地や法面等に植栽するなどの環境保全措置も検討すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第二部会 審議資料

資料 2 - 5

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (は終了)

(環境影響評価の項目) 生態系 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 3 月 21 日

項 目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 9-1～ P9. 9-13
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 9-14～ P9. 9-36
都民の主な意見	別紙 1 のとおり	
関係市長の意見	別紙 1 のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年 3 月 7 日 (2) 担当委員 池邊 このみ 委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙 2 のとおり)	

都民の主な意見※

- 天合峰の価値は、種の多様性が維持され、多様な動植物が生息していることにあります。天合峰南側の山は無残にも全滅。水環境そのものが消滅します。八王子市は北側は緑地として残すとしているが、生態系は大きく崩れ、里山「天合峰」が維持していた生態系は消えてしまいます。最近では、生物多様性や生態系の保存に力を入れる自治体が増えてきています。地域固有種を含む多様な動植物が生息する自然環境は、八王子市の貴重な財産です。ぜひ、この自然環境を保全してください。
- 開発予定地の全域は東京都を代表する優れた自然環境と生態系に恵まれ、高尾山周辺でも確認されない固有の自然環境が保全されている。こうした貴重な生態系を造成工事で消失させ、ビオトープを設けて、移動や移植を行っても生息環境の保護にはつながらない。
- 計画地のオオタカは、平成 9 年、平成 16 年から平成 22 年には繁殖しなかったが、それ以外は平成 5 年から毎年繁殖している。平成 23 年からは、計画地に隣接する谷で繁殖が確認されるようになった。種の保存法指定種であり、アンブレラ種としてのオオタカが近隣を含め、継続して生息していることは、この地域の生物多様性の高さを象徴している。このため、オオタカの営巣木のあった谷を保全するのみでなく、生息地全域を保全し、生物多様性に配慮する必要がある。
- 天合峰は、はるか縄文時代から人々の暮らしと関わってきた所です。八王子市内でまとまった里山が少なくなっています。「東京都みどりのフィンガープラン」指定地域になっています。物流計画を中止してください。「東京都里山保全地域」に指定して、いつまでも残してください。

※ 環境影響評価法第 19 条の規定により事業者から送付された意見の概要より

関係市長の意見

【八王子市長】

当該地の多様な生態系の保持及び希少生物等の保護に最大限の配慮を行い、自然環境保全ゾーンの利活用にあたっては、原地形を活かし極力改変を行わないものとする。

また、事後調査にあたっては、目視確認のみではなく、対象とする種の特性に応じた適切な手法を選択し、継続的なモニタリングを実施すること。

【あきる野市長】

意見なし

項目：生態系

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>1 事業の実施により、希少動植物を含む在来生物の生息・生育環境が減少し、特に湿性草地の約8割が消失するため、計画地北側の残留緑地や計画地周辺にある保全緑地等において生息・生育環境の創出を図り、個体の移動等を行うとしていることから、このことについて専門家等の助言を踏まえ確実に実施すること。</p> <p>また、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。</p> <p>(動物、植物共通)</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>
<p>2 土砂防災工として計画地北側に砂防堰堤を設置しているが、水系（沢）及び湿性草地における動植物への影響が懸念されることから、環境保全措置を検討すること。</p> <p>(動物、植物共通)</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第二部会 審議資料

資料 2 - 6

(事業名) 川口土地区画整理事業

部会審議項目(12)

大気 騒音 振動 水質 水循環 地形 動物 植物 生態 景観 自然 廃棄 (は終了)

(環境影響評価の項目) 人と自然との触れ合いの活動の場 (選定した項目) (年月日) 平成 29 年 3 月 21 日

項目	環境影響評価準備書	関連頁
調査結果の概要	(1) 調査項目 (2) 調査の基本的な手法 (3) 調査地域・調査地点 (4) 調査期間 (5) 調査結果	P9. 11-1～ P9. 11-11
予測及び評価の結果	(1) 予測 (2) 環境保全措置の検討 (3) 評価 (4) 事後調査	P9. 11-12～ P9. 11-24
都民の主な意見	別紙のとおり	
関係市長の意見	なし	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成29年3月7日 (2) 担当委員 池邊 このみ 委員 (3) 検討結果 意見なし	

都民の主な意見*

- 里山公園、里山ハイキングコースをつくり、自然保護とともに末永く市民に喜ばれる施設の計画をお願いします。一度、こわした自然は戻りません。開発の失敗例は関東近県にたくさんあります。市の財政の為にも開発は止めて下さい。
- 物流拠点ができたら、「シジュウカラやヤマガラや・・・ウチの子たちはどうなってしまうんだろう・・・」と、しんがりで「物流拠点反対。」の運動に参加しています。北側の開発、「ふれあい・あそびの森」などは楽しいものができるとういなあと、思っています。
- 圏央道トンネルのある場所あたりから造成地に登れる様な散策路が出来ないものか。美山町側から1カ所位、遊歩道的な道があっても良いと思ひ、階段などあれば体力向上にも役に立つと思ひ。是非検討をお願いします。
- 環境影響は大むね良いと思ひますが、動物、植物等の保全には十分配慮してほしい。又、調整池を利用してビオトープを考えてる事なので、そこへ散歩しながら見られるよう考えてほしい。

※ 環境影響評価法第19条の規定により事業者から送付された意見の概要より

「川口土地区画整理事業」に係る都民の意見を聴く会における 公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	17名

1 大気質、騒音、振動共通

- (1) 現在「八王子市民の生活環境を守る条例」により、積載ダンプについて深夜、早朝及び学校、保育園の通学、通園時間は運行が規制されています。川口土地区画整理事業が開始された場合もこの条例は適用されると意見書に対する見解で述べていますが、ぜひきちんと守っていただくようお願いします。
- (2) 「交通の集中」というところで、これは環境基準を上回っているのですけれども事後調査はしないということになっています。発生交通量の問題が発生原因の主たるものになっているわけですから、これを抑制するあるいは物流施設ができた後、交通量や大気汚染、それに伴う振動や騒音がどうなっているかということは事後調査をして、その対策をするというのが行政の立場だと思いますが、その姿勢が全く見えません。
- (3) 私は計画地の取り付け道路と北西部幹線道路が接続する交差点のそばに住んでいます。物流施設が稼働すると、昼夜関係なくトラックなど車が走り、交通量も激増し、環境ががらりと変わります。さらに、坂を上がる大型トラックなどにより発生する排気ガスや騒音、振動、光公害などの被害を大変心配しています。ところが、一番影響を受けるこの地点を環境調査の予測地点にできていません。おかしいと思います。この地点について、予測をするよう要請します。

2 水循環

水循環についてですが、造成後モデルの地下水位は、現況モデルよりも5～15m上昇すると予測すると書いてあります。予測で使われた降雨時の材料は、昭和53年の美山観測所最大渇水年の降雨量が使われております。逆に、雨が多く降ったときの地下水位の上昇は何メートルになるのでしょうか。雨が多く降った年の地下水の水位も予測してください。

3 地形及び地質

- (1) B-B'断面の最小安全率を求める赤い線の円弧の中心が、青いメッシュの枠上にあります。専門家の方が一目でこの図表はおかしいと指摘しました。これが最小安全率を示す点とはいえない。より上位に最小安全率を示す点ができる可能性があるとなぜ考えなかったのか。
- (2) 宅地造成等規制法の審査基準では、盛り土部分の高さは18m、切り土部分が30mと明確に規制をしています。工事概要では盛り土のり面が最大40mを超え、明確に審査基準違反となっています。

4 動物、植物、生態系共通

- (1) 準備書では、クロムヨウランの保全について、一言も述べられていません。クロムヨウランは都内で初めて天合峰で発見され、高尾山でも確認されていない非常に珍しい植物です。開発予定地の天合峰南側に多く見られ、腐生により生きていることから、移植して残すことはできません。生態系全体を残さなければなりません。
- (2) 9章の中で「重要な種の保護の観点から、確認位置は図示しておりません」というページがずっと続いているのです。意図としてはとても分かるのですが、これでは一般市民には議論ができないので、もう少し表示できないか、検討していただきたいと思っています。
- (3) 天合峰の北側は緑地として残すとしていたにもかかわらず、準備書で突然公表されたのが北側15か所において土砂防災工事を行い、のり枠工、砂防堰堤工を施すとしています。これにより、北側の水生生物の生息環境が大きく破壊され、生態系への影響ははかり知れません。準備書では、生態系にどのような影響を与えるのか、一切記載されておりません。

5 景観

景観につきましても、完成後の写真が参考として示されておりますけれども、それぞれがかなり遠くからの眺望であります。すぐ目の前に住む住民の前には、どのような景観が出現するのでしょうか。森林が伐採され切り土、盛り上で変化させられた山。その変貌を想像するだけに残念で、心が大変痛みます。

6 その他

わざわざ山を崩して自然を壊してまで物流センターをつくることは住民のためにはならないことははっきりしています。大切な税金は八王子市民が心豊かになる優しい環境を整備するために使うべきではないでしょうか。

「川口土地区画整理事業」に係る環境影響評価準備書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、平成28年9月29日に諮問第461号により「川口土地区画整理事業」に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するよう意見を述べるべきである。

【総括的事項】

本事業は、地域経済の振興や首都圏物流の効率化を目的とし、圏央道の整備効果を活かした立地に、流通・産業拠点の基盤を整備するものである。

本計画地は、「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」及び「都市づくりビジョン八王子（第2次八王子市都市計画マスタープラン）」に流通業務施設の選定候補地及び産業拠点に位置付けられており、八王子市川口町、上川町、美山町及び西寺方町の各一部から成る約172haの区域で、現在の主な用途は山林である。

本計画地及びその周辺は、天合峰に続く主尾根を含めた広大な丘陵地となっており、東京都が定める「みどりのフィンガープラン」の対象地域に指定されている。過去の現地調査においては、本計画地や近傍でオオタカの繁殖やトウキョウサンショウウオの生息が確認されるなど、重要な種の生息環境が保全された都内では貴重な自然緑地となっている。

また、本計画地周辺の南側谷部や東側平坦部には、住宅団地や老人福祉施設などが存在することから、本事業は、工事施行中はもとより、工事完了後においても、地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがある。

このため、本事業の実施に伴う大規模な土地の造成、道路の築造、法面の設置等により、大気質、騒音、振動、水質、水循環、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等など周辺環境への影響が懸念されることから、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全のための措置を講じることが重要である。

これらのことを踏まえ、評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項に十分配慮するとともに、事業の内容や環境への影響について、より分かりやすく説明し、住民の不安解消に最大限努めるべきである。

【個別事項】

(大気質、騒音、振動共通)

大気質、騒音及び振動の予測において、将来一般交通量に現況交通量を用いているが、平成 28 年 12 月に圏央道八王子西インターチェンジの関越道方面の出入口が供用開始されたことから、予測条件である将来一般交通量の妥当性について検証すること。

(大気質)

交通の集中に伴う大気質の評価において、予測結果は環境基準との整合が図られているとしているが、関連車両による寄与率が約 4 割と高いことから、排出ガス規制適合型の車両の使用や車両の効率的な運行管理などの環境保全措置を徹底し、環境負荷の低減に努めること。

(騒音)

交通の集中に伴う騒音の評価において、一部の地点で予測結果が環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

(水循環)

- 1 山入川流域の計画地内では、造成後モデルの地下水位が現況モデルよりも 5～15m 程度上昇すると予測しているが、計画地周辺には既存井戸が多数あることから、造成工事等に伴う地下水位の変化により、既存井戸の利用に支障が生じた場合には、速やかに適切な対

応策を講じること。

- 2 3次元水循環モデルにおける降水量の予測条件について、既往最大渇水年である昭和53年の日降水量を用いた理由が不明確であることから、これを明らかにすること。

(地形及び地質)

- 1 地震時における斜面の安定性の予測結果において、円弧すべりの最小安全率は、「宅地防災マニュアル」の盛土法面の安定に必要な最小安全率と同値又はわずかに上回る程度であることから、環境保全措置を徹底し、斜面の安定性に与える影響の低減に努めること。
- 2 B-B'断面における円弧すべりの最小安全率（常時）の予測結果において、メッシュの表示が不適切であり最小安全率を導き出した過程が不明確であることから、改めて適切なメッシュを表示した上で、最小安全率の検証を行うこと。

(動物、植物、生態系共通)

- 1 事業の実施により、希少動植物を含む在来生物の生息・生育環境が減少し、特に湿性草地の約8割が消失するため、計画地北側の残留緑地や計画地周辺にある保全緑地等において生息・生育環境の創出を図り、個体の移動等を行うとしていることから、このことについて専門家等の助言を踏まえ確実に実施すること。
また、事後調査において事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。
- 2 土砂防災工として計画地北側に砂防堰堤を設置するとしているが、水系（沢）及び湿性草地における動植物への影響が懸念されることから、環境保全措置を検討すること。

(植物)

周辺の緑との連続性に配慮して、改変部分にはできる限り緑地を創出し、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽するとしているが、計画地内に自生している樹木を造成前に仮移植し、造成後に植栽緑地や法面等に植栽するなどの環境保全措置も検討すること。

(景観)

計画地北側、主尾根上部等を公園・緑地として保全することにより、景観への影響の軽減を図るとしているが、新たに計画地北側に管理棟や駐車場等を設置する計画とすることから、これらの施設が視認できる地点における眺望景観の変化の程度についても予測・評価すること。

【審議経過】

区分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成 28 年 9 月 29 日	・ 準備書について諮問
審議会	平成 28 年 11 月 24 日	・ 現地視察
部 会	平成 29 年 1 月 23 日	・ 項目別審議 水質、地形及び地質、廃棄物等
部 会	平成 29 年 2 月 21 日	・ 項目別審議 大気質、水循環、景観
公聴会	平成 29 年 3 月 1 日	・ 都民の意見を聴く会を開催
部 会	平成 29 年 3 月 21 日	・ 項目別審議 騒音、振動、動物、植物、生態系、人と自然との触れ合いの活動の場 ・ 総括審議
審議会	平成 29 年 3 月 28 日	・ 答申（予定）

【項目別検討の実施状況】

環境影響評価の項目	項目検討の実施年月日
大 気 質	平成 29 年 2 月 7 日
騒 音	平成 29 年 3 月 8 日
振 動	平成 29 年 3 月 8 日
水 質	平成 29 年 1 月 6 日
水 循 環	平成 29 年 1 月 13 日
地 形 及 び 地 質	平成 29 年 1 月 13 日
動 物	平成 29 年 3 月 7 日
植 物	平成 29 年 3 月 7 日
生 態 系	平成 29 年 3 月 7 日
景 観	平成 29 年 2 月 2 日
人と自然との触れ合いの活動の場	平成 29 年 3 月 7 日
廃 棄 物 等	平成 29 年 1 月 12 日